

核燃料取扱主任者試験認定基準適合状況確認表 第2回送付版

認定基準	質問事項等 (5/23)、 <u>追加質問事項 (7/5)</u>	回答 (6/22)、 <u>回答 (8/24)</u>
1. 教員組織に関する事項		
(1) 教員に関する基準		
①核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則(平成25年原子力規制委員会第20号。以下「規則」という。)第1条第3項第1号から第3号までに掲げる事項に関する授業科目(以下「対象授業科目」という。)のうちいずれかの科目の教員に核燃料取扱主任者免状を有する者を含むこと。	規則の条項は第1条第3項第1号から第3号で規定されています。	表記の適正化をします。
②専任教員の数のおおむね3割以上は、原子力に関する実務の経験を十分に有する者であること。	<p>・表1-2では、主たる実務経験として、例えば、所属組織や核燃料取扱主任者免状が記載されているが、これだけでは実務の経験を十分に有するかどうか判断できないと考えられる。どのような尺度(例:どこで、炉型、業務内容、時期、期間)で実務の経験を有すると判断したのか説明願いたい。</p> <p><u>2-1</u></p> <p><u>・専任教員が原子力に関する専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であることが確認できる業務内容及び経験年数をお示し下さい。</u></p>	<p>炉主任と共通</p> <p>【実務の経験を有すると判断した尺度は、専門職大学院設置基準(平成15年3月31日文科科学省令第16号)第5条第3項に基づく、平成15年文科科学省告示第53号(専門職大学院設置基準第五条第一項等の規定に基づく専門職大学院に関し必要な事項)第2条に定められる、「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」です。】</p> <p>追加資料2-1に示します。</p>
	<p>・添付資料1-5「教育作業グループについて」において用語として「専任教員」、添付資料1-5の【説明】において、「専任教員(教授、准教授、講師)」、「客員教員(教授、准教授、講師)」、「講義担当教員」など、「教員」に多くの種類がある。これらの違いについて説明願いたい。</p> <p><u>2-2</u></p> <p><u>・「主担当教員」について前回面談時に説明いただいた事項を記載下さい。(前回、口答で回答いただいた事項について追記をお願いします。他の</u></p>	<p>炉主任と共通</p> <p>【次のようになります；</p> <p>「専任教員」：科目のとりまとめをする教員。</p> <p>「客員教員」：東大以外が本務の教員。</p> <p>「講義担当教員」：講義を行う教員。非常勤講師、特別講師等を含む。】</p> <p>「主担当教員」は、科目のとりまとめをする教員で「専任教員」とほぼ同義です。</p>

	<p><u>質問事項についても同様に反映願います。)</u></p> <p>・実際に学生の教育に当たるのは、添付資料 2-1-1～8 の各科目のシラバス中の担当教員欄に記載された者と思われる。担当教員を含めた場合の実務経験者の割合を説明願いたい。</p> <p><u>2-3</u></p> <p><u>・シラバス中の担当教員が実務経験者（原子力に関する専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者）であることが確認できるような経歴資料をお示し下さい。担当教員の3割以上が原子力に関する実務の経験を有することを確認します。</u></p> <p>・表 1-2 に専任教員（客員教員含む）として氏名があるが、添付資料 2-1-1～8 のシラバスのいずれにも氏名がない者がいる理由について説明願いたい。（例：山口彰教授、大野雅史准教授、山下助教、神野助教、岩田助教、吉廻助教、Erkan Nejet 助教）</p> <p><u>2-4</u></p> <p><u>・専任教員として氏名があるがシラバスには氏名がない者を明らかにし、その上でどの科目を担当しているかお示し下さい。</u></p>	<p>炉主任と共通</p> <p>【実際に学生の教育に当たる、各科目のシラバス中の担当教員欄に記載された者は、ほぼ全員が実務経験者に該当します。割合は8割を超えます。】</p> <p>追加資料 2-2 に示します。</p> <p>炉主任と共通</p> <p>【原子炉実習・原子炉管理実習 の一部を担当しています。】</p> <p>追加資料 2-3 に示します。</p>
<p>(2) 組織の体制に関する基準</p>		
<p>①核燃料取扱主任者の職務を行うために必要な専門的知識及び経験を修得するための教育課程の編成に際して、核燃料取扱主任者免状を有する教員が参画する仕組み又は意見を述べることができる仕組みを有していること。</p>	<p>・核燃料取扱主任者の免状を交付された客員准教授が原子力専攻教育会議へ実際に参画しているか又は意見を述べている実績があるか。ある場合はその記録を提出願いたい。</p> <p><u>2-5</u></p> <p><u>・教育課程の編成（又は変更）した実際のプロセスを示して下さい。その中で核燃料取扱主任者の役割はどのようになっているか示して下さい。また、教育課程の編成（又は変更）を行った際に核燃料取扱主任者がどのように関与したかを示して下さい。</u></p> <p>・原子力専攻教育会議委員に1名の核燃料取扱主任者免状を交付された者が含まれているとのことだが、添付資料 1-1 「教育会議規則」において、会議の委員は「客員教授を含む教授、准教授及び講師をもって組織する」と規定されているだけで、核燃料取扱主任者免状を有する教員を含める規定となっていないという理解で良いか。</p>	<p>参画実績はあります。意見を述べた例はありませんが議事に異議はしていません。</p> <p>追加資料 2-4 に示します。</p> <p>教育会議規則条文中「客員教授を含む」とあるのは、「客員教員を含む」との解釈です。</p>

	<p><u>2-6</u></p> <p>・原子力専攻教育会議に核燃料取扱主任者免状を有する教員が出席できなかった場合に核燃料取扱主任者免状を有する教員の意見を反映させるためにどのような措置が講じられているか示して下さい。</p>	<p>会議後速やかに議事録を配信しています。意見がある場合は述べる事が出来ます。また、次回の会議の冒頭に前回議事録案の確認があり、その機会にも意見を述べる事が出来ます。</p>
<p>②教員の質的向上を図るための組織を設置し、対象授業科目の内容及び教育方法を改善するための研修に加え、核燃料施設の現場における核燃料物質の取扱いに関する最新の知見を修得するための研修等に係る仕組み及び計画を有していること。</p>	<p>・専門職教育ワーキンググループの目的、位置づけ、機能等については規則等で規定しているか説明願いたい。</p> <p>・専門職教育ワーキンググループの活動実績は記録されていますか。記録されている場合は、活動状況を記録等により説明願いたい。</p>	<p>炉主任と共通</p> <p>【専門職教育 WG は、教育会議の議を受けて、機動的に活動することを意図したものです。規則には定めていません。】</p> <p>炉主任と共通</p> <p>【専門職教育 WG 自体の資料はありませんが、開催日・出席者・資料等は、実質的に専攻の教員会議（専任講師以上の専任教員および事務職員からなる会議；必要に応じて客員教員も参加できる）に包含されます。】</p>
	<p>・「核燃料施設の現場における核燃料物質の取り扱いに関する最新の知見を習得するための研修等に係る仕組み」として、表 1-5 が挙げられており、この中では、5 回行われた教員研修会が該当すると考えられます。したがって、この 5 回の研修内容を把握しないと、上記の最新知見が研修に含まれているかどうか分かりません。研修内容と最新知見が含まれている箇所を示してほしい。</p> <p>参加した教員からどのように講義内容に最新知見が反映されたのかわからないのでその仕組みを示してほしい。</p>	<p>演題・講演者を追加資料 1-1 に示します。</p> <p>核燃料施設に限定せず、炉施設を含めた原子力施設全般の安全に関する最新の知見の習得に努めています。</p> <p>原子力施設の最新知見を修得することによって、講義内容が更新され、授業評価に現れています。2010 年度と 2014 年度の授業評価を追加資料 1-2 に示します。</p>
	<p>・教育会議、教育方法助言委員会、教材作成準備委員会、専門職教育WG の関係を説明願いたい。</p>	<p>それぞれ次の規則・規定に基づきます。</p> <p>教育会議：添付資料 1-1「教育会議規則」第 1 条。専攻に置く。</p> <p>教育方法助言委員会：添付資料 1-2「教育向上体制規則」第 1 条。教育会議内に置く。</p> <p>教材作成準備委員会：添付資料 1-2「教育向上体制規則」第 5 条。専攻内に置く。</p> <p>専門職教育 WG：明文化規定なし。実質、教育会議内。ただし、教育方法助言委員会とは別。</p> <p>関係を示すと下記ようになります。</p> <p>専攻 ⊃ 教育会議 ⊃ 教育方法助言委員会 U U 教材作成 専門職教育 WG 準備委員会 教材作成準備委員会、教育方法助言委員会は、教育会議とあわせて開催しています。</p>

③上記②の仕組み及び計画の実施内容等を教員に周知していること。		
④対象授業科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための体制が整備されていること。	<p>・教育作業グループは規則等に位置づけが定められているか説明願いたい。</p> <p><u>2-7</u></p> <p>・<u>教育作業グループは規則等に位置づけが定められていないと理解したがそれで良いか。</u></p>	<p>炉主任と共通</p> <p>規則等がないという意味で、結構です。</p>
	<p>・教育作業グループの活動状況が記録されているか説明願いたい。記録されている場合は、資料として提出願いたい。</p> <p><u>2-8</u></p> <p>・<u>教育作業グループの活動状況は記録されていないと理解したがそれで良いか。</u></p>	<p>炉主任と共通</p> <p>結構です。</p>

認定基準	質問事項等 (5/23)、 <u>追加質問事項 (7/5)</u>	回答 (6/22)、 <u>回答 (8/24)</u>
2. 授業科目及び授業の方法に関する事項		
(1) 授業科目に関する基準		
対象授業科目には、次に掲げる事項が含まれていること。また、その目的及び内容が明確にされ、かつ教育課程が体系的に編成されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・提示された資料を基に認定基準と東大科目・講義内容の対応を確認するために、表を作成しました。これを確認いただき、間違いの有無、間違いがあれば訂正して提出願いたい。 	炉主任と共通 (追加資料 1-3、追加資料 1-4) 【「表」については追加資料 1-3 および追加資料 1-4 の各表のように考えます。】
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程が体系的に編成されていることを説明願いたい。 	炉主任と共通 【本専攻パンフレット見返しに、炉主任の追加資料 1-5 のような表を示しています。】
	<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料取扱主任者は、原子炉等規制法により「再処理施設」、「加工施設」、「廃棄物埋設施設」、「使用済燃料中間貯蔵施設」の施設の保安の監督の任に司る権限が与えられる。カリキュラム策定においては、これらの施設の保安の監督に必要な専門的知識を明確にした上でカリキュラムの策定を行っているのか説明願いたい。 	対象授業科目である「原子力燃料材料学」「核燃料サイクル工学」「廃棄物管理工学」で各施設の保安の監督に必要な専門的知識を講義しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料取扱主任者は、原子力規制委員会規則において、「必要な専門的知識」のみならず、「必要な経験」の習得も要求している。カリキュラム策定において、「必要な経験」の習得に関してどのような配慮がなされているのか説明願いたい。 	必修科目の「原子力実験・実習 1」「同 2」において、また、希望者にはインターンシップ実習でも、核燃料物質の取扱いに関するテーマを履修し、経験の習得ができます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法第四十三条の二十二において、核燃料取扱主任者は使用済燃料取扱主任者になることができる。この観点から、核燃料取扱主任者は使用済燃料の中間貯蔵施設における安全確保に関する知見を有する必要があるが、使用済燃料中間貯蔵の安全に関する講義が具体的にどの講義でどのように行われているのか説明願いたい。 	対象授業科目である「原子力燃料材料学」の「11. 核燃料物質の安全取扱いと関連法令」および「廃棄物管理工学」の「放射性廃棄物の処分」の回で講義しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質の輸送についても必要な知識と考えるが、具体的にどの講義でどのように講義しているのか説明願いたい。 <p><u>2-9</u> <u>・教育目標 (D) は、「実践力・説明責任能力」であり、安全強化・緊急時の、判断・行動・説明の能力として説明されている。この項目を単純に削除しても核燃料取扱主任者に求められる能力を教授できることをお示し下さい。</u></p>	対象授業科目である「原子力燃料材料学」の「11. 核燃料物質の安全取扱いと関連法令」の回で講義しています。 原子力専攻の学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は追加資料 2-5 のように現在定めています。従前の教育目標は、この 2 つの方針として大学全体で共有され公開されています。従前の教育目標 (D) に特に対応するものとして、学位授与方針の 2 項めおよび 3 項めがあげられます。ま

	<p><u>2-10</u> <u>・ JABEE への対応に伴い変更が生じた際には、認定基準を満足していることを確認の上、核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第9条に基づき、変更の届出を行うことをご検討下さい。</u></p> <p><u>2-11</u> <u>・ 核取主任対応科目受講者のうち、インターンシップの受講が必要と考えられる対象者数と実際のインターンシップの受講者数を説明してください。</u></p>	<p>た教育課程の編成・実施方針の中でも、特に3項めにおいて、「実践力・説明責任能力」に対応するものが涵養されるよう意図しています。</p> <p>JABEE への対応に伴い変更が生じる際には、本認定基準を満足する範囲内での変更を検討します。</p> <p>経験の付与は必修科目である「原子力実験・実習1」「同2」において行います。インターンシップ実習は希望者に対し、さらに高度の経験を付与させるものです。核燃料施設を有しない機関からの学生の受講が望ましいと考えられます。年度によりますが2名から6名程度です。核燃料物質取扱のインターンシップ実習は受入施設のキャパシティから上限6名です。受講者数実績は3名から6名です。</p>
<p>①規則第1条第3項第1号の規定による核燃料物質の化学的性質及び物理的性質については以下の事項を含むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 核燃料物質の基礎的性質 ・ 原子炉燃料（構造、強度、燃焼、照射等） ・ その他核燃料物質の化学的性質及び物理的性質に関すること 		
<p>②規則第1条第3項第2号の規定による核燃料物質の取扱いに関する技術については以下の事項を含むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨界防止 ・ 火災爆発の防止 ・ 耐震対策 ・ 閉じ込め対策 ・ 遮蔽対策 ・ その他核燃料物質の取扱いに関する技術に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 核燃料取扱主任者は、「再処理施設」、「加工施設」、「廃棄物埋設施設」、「使用済燃料中間貯蔵施設」の施設の保安に関する責任者となることができる。これらの施設に共通する安全上の課題、「臨界防止」、「火災爆発防止」、「耐震対策」、「閉じ込め対策」、「保障措置」、「核物質防護」に関して再処理施設を中心とした講義が実施されているようであるが、それ以外の施設に対する講義が見受けられないが、再処理施設以外に関するこれらの課題も取り上げられているか説明願いたい。 ・ 添付資料 2-1-1「原子炉物理学のシラバス」中に「原子炉物理演習」の記載があるが、この演習の具体的なシラバス等について説明願いたい。 	<p>核燃料施設のうち最もリスクが高く規制が厳しい再処理施設を例に講義し、他施設については相違点を解説することにより包含できます。</p> <p>「原子炉物理演習」シラバス添付（追加資料 1-5）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉構造工学は、核燃料専門技術者としての必要な原子力構造工学に関する知識と解析能力も付与するために設けられているが、核取の「核燃料物質の取扱いに関する技術」の試験項目の対応授業に含まれていない理由について説明願いたい。 	<p>「核燃料物質の取扱いに関する技術」の対象授業科目としている「原子炉物理学」「原子力燃料材料学」「核燃料サイクル工学」等の履修により十分と判断しています。</p> <p>「原子力構造工学」は、当専攻の初認定時から、対象授業科目とはしていません。科目「原子力構造工学」の内容は、オーム社原子力教科書「原子炉構造工学」にまとめられていますが、材料力学の基礎から、原子炉の構造設計、原子炉の構造健全性評価等にいたるまで、非常に広く深い範囲に渡り、核燃料専門技術者への要求事項とはしないとの判断をしています。そのため必修科目とはしていません。ただし、履修を推奨しています。</p>
<p>③規則第1条第3項第3号の規定による放射線の測定及び放射線障害の防止に関する技術については以下の事項を含むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線の測定 放射線管理（被ばく管理、環境安全） 放射線障害及びその防止 放射性廃棄物の管理 その他放射線の測定及び放射線障害の防止に関する技術に関すること 		
(2) 授業の方法に関する基準		
核燃料取扱主任者の職務を行うために必要な専門的知識及び経験を修得させるため、演習、事例研究その他対象授業科目に関する教育効果を十分に上げられる方法により授業が行われるよう適切に配慮がなされていること。	<ul style="list-style-type: none"> 授業の方法において、必要な経験の習得に関してどのような配慮がなされているか説明願いたい。 実験、実習、演習の目的、関係する授業科目との関係を説明願いたい。 	<p>実験実習の時間を多くとり、核燃料物質の取扱い経験を多く積むように配慮しています。</p> <p>目的は各科目のシラバスに明記されています。 講義と演習との関係もシラバス明記されています。 講義と実験・実習との関係は JAEA でのオリエンテーション時に説明しています。(追加資料 1-6)</p>
(3) 授業科目等の周知に関する基準		
課程の目的、対象授業科目及びその内容並びに授業の方法を教員及び学生に十分に周知していること。	<ul style="list-style-type: none"> 教員に対する課程の目的、対象授業科目及びその内容並びに授業の方法の周知方法について説明願いたい。 	<p>炉主任と共通</p> <p>【常務委員から教員あてに、教育会議の際、年度末または年度初め等の時期に周知しています。】</p>

認定基準	質問事項等 (5/23)、 <u>追加質問事項 (7/5)</u>	回答 (6/22)、 <u>回答案 (8/24)</u>
3. 成績評価基準に関する事項		
(1) 評価の方法に関する基準		
①成績評価基準について、対象授業科目ごとに評価の視点及び基準を明確にしていること。		
②成績の評価については、客観性及び厳格性を確保するとともに、可能な限り定量的に基準を定めていること。		
③原則、受講実績及び筆記試験により成績を評価していること。また、筆記試験の実施が困難な場合は、筆記試験に代わる評価方法を適切に定めていること。		
(2) 評価の体制に関する基準		
対象授業科目ごとの評価の仕組みに加え、核燃料取扱主任者試験合格者と同程度の専門的知識及び経験を有することを証明するための総合判定を行い、かつその結果に基づき証明書の交付を行う仕組みを有していること。	<p>・筆記試験の難易度が核取主任者試験に準じているが、どのような尺度により準じていると判断しているのか説明願いたい。</p>	<p>炉主任と共通 【期末試験は、国家試験と同程度の難易度の問題を含むように、専任教員・客員教員・非常勤講師らが作成し、その問題の得点が6割以上であることを免除の条件としています。】</p>
(3)成績評価基準の周知に関する事		
成績評価基準を教員及び学生に周知していること。		

認定基準	質問事項等	回答、回答案 (8/24)
4. 教育研究活動の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項		
(1) 評価の体制に関する基準		
①評価事務の管理責任者が置かれていること。	<p><u>2-12</u> <u>・評価事務は教育評価委員会が行うことは理解。評価事務の管理責任者は上坂教授と前回の回答で理解したがそれでよいか。</u></p>	<p>2015年度（平成27年度）は上坂教授です。2016年度（平成28年度）は長谷川教授です。</p>
②評価事務を運営管理する組織が設置されていること。		
(2) 評価の項目等に関する基準		
①評価の項目には次のものを含むこと。 (i) 対象授業科目（教育方法を含む。）の内容に関すること (ii) 3.(2)の証明書の交付を受けた者全体の質に関すること (iii) 評価方法に関すること	<p>・評価の項目を何によって確認したのかを明確にするため、添付資料 4-3 に記載された資料2、資料4、資料3、資料9を添付願いたい。</p> <p>・証明書の交付を受けた者全体の質をどのように評価しているか具体的な内容について説明願いたい。</p>	<p>炉主任と共通 【追加資料 1-8 を提出します。 添付資料 4-3 における、資料2：規則類、資料3：教育について、資料4：資格認定委員会議事要旨（資料9：認証評価自己評価書（4/11提出済））】</p> <p>炉主任と共通 【資格認定委員会にて証明書（修得単位証明書）を交付を受ける者全体の質を審議しています。】</p>
②評価に当たっては、教員及び学生の意見及び要望を考慮していること。	<p>・授業評価、フォローアップ研修会における修了者の意見交換、教育会議における教員の意見交換、それらの意見をどのように考慮したか実例を記録等で説明願いたい。</p>	<p>炉主任と共通 【炉主任の追加資料 1-9 で説明します。】</p>
③評価に当たっては、核燃料施設の現場における核燃料物質の取扱いに関する最新の知見を考慮していること。	<p>・教育研究活動の状況について自ら行う点検及び評価に当たって、教員研修会によって得られる核燃料施設の現場における核燃料物質の取扱いに関する最新の知見をどのように考慮しているか説明願いたい。</p>	<p>演題や講演者の選定に、核燃料施設の現場における核燃料物質の取扱いに関する最新の知見を盛り込めるよう配慮していますが、核燃料施設に限定せず、炉施設を含めた原子力施設全般の安全に関する最新の知見の習得に努めています。</p>

	<p>・「核燃料施設の現場における核燃料物質の取り扱いに関する最新の知見を習得するための研修等に係る仕組み」として、表 1-5 が挙げられており、この中では、5 回行われた教員研修会が該当すると考えられます。したがって、この 5 回の研修内容を把握しないと、上記の最新知見が研修に含まれているかがわかりません。研修内容と最新知見が含まれている箇所を示してほしい。参加した教員からどのように講義内容に最新知見が反映されたのかわからないのでその仕組みを示してほしい。</p> <p>2-13</p> <p>・最新知見の修得について、追加資料 1-1 以外の方法（前回の口答による説明）があればお示し下さい。また、同資料の一部の実施日付について確認をお願いします。</p>	<p>既出</p> <p>特にありません。日付は修正（補正）します。</p>
<p>④第三者評価を評価の仕組みに取り入れていること。</p>	<p>・課程設置者は、添付資料 4-7「東京大学大学院工学系研究科原子力専攻第 10 回運営諮問会議議事要旨（案）」で第三者による評価であることを説明しているが、出席者の経歴等により第三者であることを説明願いたい。</p>	<p>炉主任と共通</p> <p>【追加資料 1-11 を提出します。】</p>
<p>(3)計画の周知及び記録の閲覧に関する基準</p>		
<p>①自ら行う点検及び評価に関する計画を教員及び学生に周知していること。</p>	<p>・添付資料 4-8「自主評価計画」の“3. 第三者（派遣機関等）の意見”に相当する JABEE の評価によれば教育目標 D が具体性に欠け、専攻で育成したいと思われている汎用能力について、内容・水準ともに十分表現できていないとされており、W（弱点）や C（懸念）の評価を受けている項目がある。</p> <p>今回の審査に当たっても、認定基準と東大で実施される科目の対応関係は確認できるが、その水準については確認が困難である。</p> <p>添付資料 4-7 によると、東大専門職の筆記試験合格率が 90%以上と実績的には教育内容は適切であると思われるが、各科目・講義内容の水準を示す資料を示して下さい。</p> <p>また、JABEE の W 及び C 評価を受けた項目に対する対策を示して下さい。</p>	<p>炉主任と共通</p> <p>【各科目・講義内容の水準はオーム社版教科書に示されています。】</p> <p>炉主任と共通</p> <p>【現在対応中です。目標・水準が明確でない項目は削除する方針です。】</p>
<p>②自ら行う点検及び評価に関する記録を教員が閲覧できること。</p>	<p>・課程設置者は添付資料 4-8「原子力専攻教育の自主評価計画」を作成しているとしているが、本資料が添付資料 4-2 に基づき発行されたものであることをお示し願いたい。</p>	<p>炉主任と共通</p> <p>【添付資料 4-8「原子力専攻教育の自主評価計画」は、添付資料 4-2「教育評価規則」第 2 条に基づいて作られたものです。表記の適正化をします。】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・課程設置者は添付資料 3-2「原子力専攻ホームページイントラネット表示例」により、教員及び学生に周知しているとしているが、どの項目がこれにあたるか判断できないので、具体的にお示し願いたい。 	炉主任と共通 【添付資料 3-2「原子力専攻ホームページイントラネット表示例」を差し替えます。】
	<ul style="list-style-type: none"> ・記録について教員が添付資料 3-2「原子力専攻ホームページイントラネット表示例」により閲覧できるようになっているとしているが、どの項目がこれにあたるかお示し願いたい。 	炉主任と共通 【添付資料 3-2「専攻 HP イントラネット表示例」に、自己評価（2010）、JABEE 認証(2015)が明示されるページを加え、差し替えます。】
(4) 継続的改善に関する基準		
評価した結果を対象授業科目の内容や運営方法に確実に反映していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・課程設置者は、評価した結果を対象授業科目の内容や運営方法に確実に反映していることを具体的にお示し願いたい。また、そのプロセスも具体的にお示し願いたい。 	炉主任と共通 【炉主任の追加資料 1-12 で説明します。】